

最高裁判所裁判官国民審査の概要について

1 審査の時期及び対象（法 2 , 6 ）

- ・ 各裁判官につき、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に行うこと。
（なお、二回目以降の審査については、前回の審査の期日から十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日毎に審査。）

2 国民審査の方法（法 4 , 5 , 6 , 13 , 14 , 15 , 32、35）

- (1) 中央選挙管理会は、審査の期日前十二日までに、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名について官報で告示。
- (2) 衆議院議員の選挙権を有する者が審査権を有し、衆議院議員小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時に一人一票の投票により審査。
- (3) 投票用紙には審査に付される裁判官の氏名が印刷され、審査に付される各裁判官に対する×の記号を記載する欄が設けられること。
- (4) 投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については何ら記載しないこと。
- (5) 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。
（投票総数が選挙人名簿登録者総数の百分の一に達しないときはこの限りではないこと。）
- (6) 審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、最高裁判所の裁判官に任命されることができないこと。

3 審査公報（法 53、令 25 , 26 , 27 , 31、発行規程 2）

- (1) 審査公報は審査ごとに一回、都道府県の選挙管理委員会が発行。
- (2) 審査に付される裁判官の氏名、生年月日、経歴、最高裁判所において関与した主要な裁判その他審査に関し参考となるべき事項を掲載。
- (3) 字数は千字以内（句点、読点、圏点、鉤及び括弧は字数に算入しない。）
- (4) 掲載文は、通常使用する漢字、カタカナ、ひらがな、アラビア数字、ローマ字、句点、読点、圏点、鉤及び括弧をもってこれを記載し、傍書した注釈、符号、図面、図表、写真の類は、使用不可。
- (5) 審査に付される裁判官は、審査公報の掲載文を審査の期日の告示があった日に中央選挙管理会に提出しなければならないが、掲載文の提出がないときは、中央選挙管理会が当該裁判官につき、掲載文を調製し、その旨を掲載文に付記。
- (6) 市町村の選挙管理委員会が、当該市町村における選挙人名簿に記載された者の属する各世帯に対して、審査の期日前二日までに、配布。